

第4次真庭市行政経営大綱（案）についてご意見を募集します

－第4次真庭市行政経営大綱（案）に係るパブリックコメント手続実施要綱－

■ 大綱策定の趣旨

市では、20年後に真庭市で暮らす「ひと」がライフスタイルを実現でき、その生活の安全安心を保障する持続可能な「まち」を作るために、「市役所」は長期展望に立った「まちの経営」と「市役所の経営（行政経営）」の戦略を立てなくてはなりません。

「市役所」がやるべきこととやりかたを明らかにし、2つの戦略を効率的で確実に実施する責任を果たすため、市民との新しい関係づくり、人材育成と有機的で機動的な組織づくり、行政経営の最適化についての基本的方向性を示すものとして行政系絵大綱を策定します。

第4次真庭市行政経営大綱では、前回の大綱（第3次真庭市行政経営大綱）に、以下を見直しました。

①共生社会の実現に向け、推進する主体である市役所の組織と職員のあり方について見直し、行政経営の成果を市民との新しい関係づくりに生かしていく。

②デジタル技術を活用し、市民の生活を支援し、市民との新しい関係づくりを進める。

③縮減する行政資源の配分について、行政経営の再検討を行う。

このたび、「第4次真庭市行政経営大綱（案）」がまとまりましたので、その内容を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

いただいたご意見は大綱策定の参考といたします。

つきましては、パブリックコメントを実施しますので、是非多くのご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する計画案

第4次真庭市行政経営大綱

■ ご意見の募集期間

令和4年1月14日（金）15時から令和4年2月10日（木）

■ 計画案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策部総合政策課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

- (1) インターネットに接続可能な端末を使用し、岡山県電子申請システム上の WEB 入力フォーム(以下の URL もしくは QR コード)からご提出ください。

【URL】

https://s-kantan.jp/city-maniwa-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=22727

【QRコード】



- (2) パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して①～④のいずれかの方法によりご提出ください（口頭あるいは電話でのご意見は不可とします）。

①直接提出 総合政策部総合政策課又は各振興局地域振興課

②郵 送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市総合政策部総合政策課 宛て

※令和4年2月10日（木）当日消印有効

③ファクシミリ 0867-42-1353 真庭市総合政策部総合政策課宛て

④電子メール 電子メールアドレス gyoukaku@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見は、計画策定等の参考といたします。
- (2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。ただし、住所、氏名の明記が無いものや誹謗中傷を内容とするものは除きます。なお、公表の際、住所、氏名は公表しません。
- (3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- (4) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市総合政策部総合政策課（TEL0867-42-1169、FAX0867-42-1353）